



SMTB年金ニュース



(平成24年9月4日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

金融庁のAIJ問題への対応策骨子案(パブリックコメント手続きの開始) および信託協会の自主的な取り組みについて

9月4日、『AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)』(AIJ問題への対応策の骨子案)が金融庁から公表され、10月4日までの間、意見募集が行われておりますので、その概要等をご案内申し上げます。なお、当該骨子案に対して寄せられた意見も踏まえ、今後、金融庁において法令改正等を検討することとなっております。

また、この金融庁の対応策と、先に公表された厚生労働省の資産運用規制の改正案を踏まえ、同日、信託協会から『信託協会の自主的な取り組みについて』を公表しておりますので合わせてご案内申し上げます。

I. 金融庁の対応策(骨子案)

いずれの対応策も、受託機関(投資顧問・信託銀行・生保会社)を対象に態勢整備等を義務付けるもので、年金基金等の委託者(確定給付企業年金の委託者も含む)を直接的に対象としたものではありません。また、信託協会が厚生労働省の有識者会議にて提案した対応アイデアに概ね沿った内容となっております。

| 1. 第三者(信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み | |
|--|---|
| 項目 | 内容 |
| (1) 国内信託銀行による ファンドの「基準価額」 「監査報告書」の直接 入手 | <p><対象> 投資顧問</p> <p><具体的措置> ファンドを組み込む場合、以下の措置を講じさせる。 ① 信託銀行が「基準価額」を算出者(アドミニストラー等)から直接入手できる措置 ② 外部監査が行われるファンドに投資対象を限定し、信託銀行が「真正な監査報告書」を入手できる措置 ③ 顧客に交付した運用報告書に記載された「基準価額」を信託銀行にも送付する措置</p> |
| (2) 国内信託銀行による ファンドの「基準価額」 等の突き合せ | <p><対象> 信託銀行</p> <p><具体的措置> 前項①で入手した「基準価額」、②で入手した「真正な監査報告書」、③で入手した「基準価額」の突き合せを行い、結果を顧客に通知する体制を整備させる。</p> |

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581

2. 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み

| 項目 | 内容 |
|------------------------|--|
| (1) 運用報告書等の記載事項の拡充 | <p><対象> 運用受託機関全般（投資顧問、信託銀行、生命保険会社）</p> <p><具体的措置> 契約締結前交付書面や運用報告書等に、「組み入れるファンドのスキーム構成」、「基準価額の算出方法」、「外部監査の有無」等を追加させる。</p> |
| (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ | <p><対象> 運用受託機関全般（投資顧問、信託銀行、生命保険会社）</p> <p><具体的措置> 年金基金への運用報告書等の交付を少なくとも四半期に一度とする。</p> |
| (3) 年金基金の「プロ成り」要件の限定 | <p><対象> 運用受託機関（投資顧問、信託銀行、生命保険会社）</p> <p><具体的措置> 年金基金の特定投資家成り（いわゆるプロ成り）の申し出の承諾要件を限定する。</p> |
| (4) 運用受託機関によるチェック体制の整備 | <p><対象> 運用受託機関（投資顧問、信託銀行、生命保険会社）</p> <p><具体的措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金基金等の分散投資義務違反の発生のおそれを把握した場合に、顧客自身に通知させる。 ・顧客の知識・経験等に応じたリスク説明等の体制を整備させる。 等 |

3. 不正行為に対する牽制の強化

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 不正に対する罰則の引上げ | <p><対象> 運用受託機関（投資顧問、信託銀行、生命保険会社）</p> <p><具体的措置> ①運用報告書等の虚偽記載、②勧誘時の虚偽告知、③投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則を引き上げる。</p> |

4. 投資運用業者に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| (1) 事業報告書の記載事項の拡充 | <p><具体的措置> 当局に提出する事業報告書に「組み入れるファンドのスキーム構成」、「外部監査の有無」、「直近3年の主要経営指標」等を追加させる。</p> |
| (2) 監督の強化 | <p><具体的措置> 監督指針に必要な追加を行うほか、当局が把握したリスクに応じて、濃淡のあるウェブサイトモニタリングを継続する。 等</p> |
| (3) 検査の強化 | <p><具体的措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督部局と連携し、集中的な検査を行う。 ・年金運用ホットラインを開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行う。 等 |
| (4) 検査・監督の強化のための体制整備 | <p><具体的措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(2)(3)の方針に基づき、情報収集・分析のための体制を強化する。 等 |

II. 信託協会の自主的な取り組み

いずれの取り組みも、今後、厚生労働省および金融庁でそれぞれ行われる法令や監督指針、ガイドライン等の改正を踏まえて、詳細な内容を確定し、法令等の公布・施行と平仄をあわせて対応を実施していく予定です。

| 自主的な取組 | 内容 |
|--|---|
| 年金基金等が運用受託機関（投資一任業者）を選任する際の年金特定信託受託者としての確認 | 年金特定信託契約の申し込みを受けた際には、時価の算出の根拠やファンド監査の有無など、今後改正される予定の厚生労働省のガイドラインにおいて「オルタナティブ投資に係る運用商品の選定に当たって、年金基金が運用受託機関に対し説明を求め、その内容を確認しなければならない」と規定されている事項について、年金基金等が運用受託機関から説明を受けていることを、契約締結前に確認します。 |
| 年金基金等の分散投資義務の適切な履行を促す取り組み | <ul style="list-style-type: none">年金基金等が策定する運用の基本方針及び集中投資に関する方針に従い、年金基金等の分散投資義務が適切に履行されるよう、また、年金基金等が分散投資の観点から想定していないリスクを負うことを未然に防止するよう、年金基金等に注意を喚起する取り組みを実施します。具体的には、一定の運用プロダクトについて、年金基金等の総資産に占める割合が適切な割合を超えると考えられる場合には、年金基金等に対して許容できるリスクの範囲内であるかどうか確認していただくよう要請します。 |
| 年金信託の適合性確認の具体化及び高度化 | 年金基金等から運用ガイドラインの提示を受けた際に、運用の基本方針と齟齬が生じていないかを確認することや、正式な意思決定手続きを経ていることを確認することなど、適合性確認の具体化及び高度化を実施します。 |

今般、金融庁が公表した対応策は、あくまで骨子案であり、その実施時期については明らかになっておりません。冒頭でも触れたとおり、今後、当該骨子案に対して寄せられた意見も踏まえ、内閣府令や各種業者に関する監督指針の改正案が策定され、改めてパブリックコメント手続きが行われる見込みであり、また、関連法律（金融商品取引法や信託業法等）の改正については、国会にて改正法案が審議される見込みです。

なお、上記 I および II を踏まえた、弊社における態勢整備等の取り組みについては、詳細な内容が確定した後、改めてご案内申し上げますのでよろしくお願いたします。

以上